

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 6 4 号)

平成 1 7 年 2 月 2 8 日

横情審答申第364号

平成17年2月28日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年7月26日建中指第103号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成13年10月3日、建築局中部建築事務所の森山浩氏が現場調査及び
現場指導を行った際の出張報告書」の非開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成13年10月3日、建築局中部建築事務所の森山浩氏が現場調査及び現場指導を行った際の出張報告書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年10月3日、建築局中部建築事務所の森山浩氏が現場調査及び現場指導を行った際の出張報告書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年5月6日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 要望、陳情等に基づく建築物に関する現地調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。

鶴見区馬場七丁目の現地調査は、以前より過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況及び異議申立人（以下「申立人」という。）からの質問内容を把握するために行っている。

また、現場指導は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条の「特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。）は、建築基準法令の規定に照らして違反の事実が明らかになったものについて、所有者等に対して是正をするために必要な措置をとることを命ずることができる」規定に基づいて行う。

- (2) 調査出張は、出張命令により「建築物、建築工事場等立入検査証」を有する職員が実施し、書類としては、出張要件・出張先・交通手段等が記された出張命令簿が残る。

また、今回の調査後の記録としては、「01.10.3」と写し込まれた鶴見区馬場七丁目の土地とその周辺の状況写真（申立人に情報提供済）が保存されているが、調

査報告書については、作成されていない。

したがって、申立人が主張する文書は、建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）では保有しておらず、条例第10条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は中部建築事務所の森山係長が平成13年10月3日、鶴見区及び中区に現場調査及び現場指導のため市内出張を行っていたことを知ったので、情報公開を請求した。

一方、申立人は森山係長が同年同月同日に鶴見区馬場七丁目の土地敷地の境界などを撮影した写真を中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から平成14年10月に見せてもらった。

申立人が鶴見区馬場七丁目の土地の2棟の違反建築物の行政措置を平成8年7月より当時の藤井建築主事に請求し、その後も藤井氏の後任井上建築主事に行政措置を請求していた。

藤井氏は調査の結果、要望書を作成し、関係者に送付したが井上氏は藤井氏の要望書を無視して申立人に「違反建築物であっても建築基準法を運用するのは主事の権限である。」と明言し、違反建築物を長年にわたって放置し、不作為の違法行為を継続させている。

その後、申立人は中部建築事務所の杉山所長にも鶴見区馬場七丁目の2棟の違反建築物の行政措置を請求したために森山氏が2棟の違反建築物に関係する調査のために現場の写真を撮影したものと推察できる。その現場の写真は、申立人の情報公開により入手した。

しかるに、今回、森山氏が馬場町に出張して現場調査及び現場指導を行い、現場の写真撮影を行っているにもかかわらず、それらに関連する出張報告書を作成し、保有していないのであれば、長年にわたる違反建築物の行政措置を怠った不作為の違法行為を幫助・隠蔽するための違法行為と言わざるを得ないし、地方公務員としての職務を放棄したものと云わざるを得ない。

以上のことから申立人は、申立人が請求している文書が存在するものと考え請求しているのである。

(2) 森山係長の市内出張命令簿の平成13年10月3日に鶴見区馬場七丁目とその周辺に出張し、2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導のために現場写真を撮影していることから森山係長の現場調査及び現場指導を行った際の出張報告書が存在しないはずはあり得ない。

仮に、出張報告書を作成する必要がないのであれば、現場写真を撮影する必要もなく現地に出張する必要もない。

(3) 申立人は中部建築事務所の秋元課長及び伊藤係長から平成14年10月に2棟の違反建築物に関連した現地の写真を見せてもらったので、その写真の情報公開請求を行い、市当局はやむなく写真を開示せざるを得なくなり、仮に、申立人が写真の存在を知らなければそれらの写真をも隠蔽しているに違いない。

(4) 2棟の違反建築物の行政措置を市当局が長年にわたり放置し、不作為の違法行為を続行し、申立人に多大の損害を加え、それらの違法行為を隠蔽するために現場調査・現場指導を行いながら出張報告書が存在しないことはあり得ない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

平成13年度当時の中部建築事務所検査係長の市内出張命令簿には、平成13年10月3日13時から18時まで現場調査及び現場指導のために鶴見区馬場ほかに出張していることが記録されている。申立人は、このときの出張報告書の開示を求めているものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成13年10月3日の出張の際に撮影した写真は保存されているが、調査報告書は作成されていないと説明している。

イ 現場調査を行った場合の復命書の作成について実施機関に対し確認したところ、違反が認められた場合は違反報告書を作成するが、違反が認められなかった場合は口頭で復命を行っており、報告書は作成していないとのことであった。横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められない。

ウ 申立人は、現場写真を撮影していることから出張報告書が存在しないはずはないと主張するが、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際などに現場写真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年7月26日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年7月30日 (第41回第一部会) (第41回第二部会)	・諮問の報告
平成16年8月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会)	・審議
平成17年2月4日 (第56回第一部会)	・審議